

2003年5月16日

司法制度改革推進本部 殿

裁判員制度に対する見解

日本新聞協会

日本新聞協会は、司法制度改革推進本部事務局から提示された「裁判員制度のたたき台（原案）」について議論した。その結果、原案には憲法で保障された「表現の自由」を実質的に制限する内容があり、このままでは刑事事件ならびに裁判の取材・報道が制約を受け、国民の「知る権利」に応えられなくなる恐れが大きい、との結論に達した。それは今回の改革がめざす最大の目的の一つである「開かれた司法」の実現の障害にもなると考える。以下、論点ごとに当協会の見解を述べる。

【総論】

制度設計にあたっては、「開かれた司法」の実現という観点から、「表現の自由」「報道の自由」に十分配慮することを求める。

理由

司法制度改革審議会などでの論議でも繰り返し指摘されてきたように、日本において国民と司法との距離は遠く、今回の諸改革についての国民一般の理解も決して深いとはいえない。メディアはこれまで、国民と司法の間に横たわるこの溝を埋める役割を果たしてきたが、その使命はますます大きくなるものと予想される。

裁判員制度に関しても、この新しい試みが社会に定着し、国民が進んで裁判員としての役目を果たすには、十分な情報が伝えられ、制度が公正・透明なルールの下に運営されていると理解されることが不可欠である。にもかかわらず、今回示された「たたき台」にはそうした観点が見受けられず、情報公開に関して極めて閉鎖的な制度設計になっている。この基本的なスタンスを見直すことが求められる。

【「裁判員等の個人情報の保護」について】

たたき台 8(1)

- ア 訴訟に関する書類であって、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名以外の個人情報に記載されたものは、これを公開しないものとする。
- イ 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとする。

個人情報すべてを非公開にするような制度設計にはしないよう見直しを求める。

理由

裁判員に対する脅迫や嫌がらせなどは公正な裁判を行ううえであってはならないことであり、個人情報の取り扱いに慎重を期す必要があることは理解できる。しかし、どういう人が裁判員になり、どのような判断に加わったかが全く明らかにされなくては、「公正な裁判が行われている」という社会的信頼を得ることはできず、制度の定着にも結びつかない。国民の司法参加の一形態であり、半世紀以上に及ぶ実績がある検察審査会に審査員の氏名等の公表を禁止する規定がないことも踏まえ、さらに検討を深めるべきである。

【「裁判員等に対する接触の規制」について】

たたき台 8(2)

- ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。
- イ 裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があることを被告人の保釈不許可事由及び接見等禁止事由とするものとする。裁判員又は補充裁判員に対し、面会、文書の送付その他の方法により接触したことを被告人の保釈取消事由とするものとする。

裁判員を退いた人にまで接触禁止の網をかけるべきでない。

理由

裁判の公正を保つために、利害関係者らによる裁判員への接触を禁止しなければならない必要性は理解できる。しかし、裁判員を退いた人に対してまで一律に接触禁止とすることには弊害が多い。裁判員を経験しての感想や提言などを語ってもらうことは制度を定着・育成していくうえで不可欠であるし、裁判の経緯を事後的に検証することが必要な場合もある。よって、「たたき台」アの後段の「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする」は削除するべきである。前段の「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする」については、検討の余地があると考ええる。

【「偏見報道禁止」等の規定について】

たたき台 8(3)

- ア 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。
- イ 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。

全面削除を求める。

理由

メディアの取材・報道には「国民の知る権利」に応えるという重大な使命がある。特に、裁判員制度が対象とする重大事件に関する報道は国民の関心が強く、そしてその関心は自然なものである。また、メディアは、事件報道を通じ、国民の必要な情報を提供し、平穏な市民生活を守るうえでも重要な役割を担っている。新たな裁判員制度によって、これまで国民に提供されてきた、国民の生命、財産を守る情報が国民から遮断されてはならない。

翻って本規定は、たとえ訓示規定であっても実質的に事件・裁判に関する報道を規制するものになりかねないうえ、何をもって「偏見」とするのかも明確でない。恣(し)意的な運用を導く恐れの高い規定であり、表現の自由や適正手続きを定めた憲法に精神に触れる疑いがある。

確かにメディアは、捜査当局の発表に流されたり、無実の市民を容疑者扱いしたりするなどの誤りも過去に例がないわけではない。しかし裁判員制度の下では、先入観を捨て、あくまでも法廷に現れた証拠と法に基づいて判断するよう裁判員を適切に導くのが、裁判官をはじめとする法律専門家の役目であるはずだ。報道側もこれまでに寄せられた批判や反省を踏まえて、

事件報道に関する指針を定める 関係者からの苦情申し立てなどに応じるため、外部識者らをメンバーとする報道検証機関を設ける 新聞倫理綱領を改訂し、集团的過熱取材の回避策を講じる一などの対応をとり、努力を積み重ねてきている。

こうした諸事情を考慮すれば、ことさら本規定を設ける必要はないと考える。

【「裁判員等の秘密漏洩罪」について】

たたき台 7(2)

裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、 年以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。

守秘義務が課せられる内容の範囲や期限をより明確にするよう求める。

理由

裁判の公正を保ち、関係者のプライバシーを保護するうえで守秘義務は必要だと判断する。しかし、【 8 (2)】に関する部分でも触れたように、裁判の公正さを担保し裁判員制度を定着させるには、制度への不断のチェックが必要不可欠だ。評議が適切に行われたかどうかは、上訴理由にもなりうる。守秘義務が広範に課せられては、裁判がどのように行われたのかを事後検証することは極めて困難になる。守秘義務の範囲・期限を特定するべきである。

【報道機関による自主ルール制定について】

当協会加盟各社は、裁判員制度の導入を想定して取材・報道指針を作成する用意がある。その中では、評議中の裁判員への接触取材や裁判員の特定につながる個人情報の報道などは原則自粛する方向になると考えている。また、こうしたルールを協会加盟社だけで定めても実効性が担保されないため、同様の取り決めを制定・順守するよう日本民間放送連盟や日本雑誌協会と協調していく所存である。

<注> ここで取り上げたのは、もっぱら「たたき台」の7と8にかかわるものだが、「たたき台」の文言だけでは趣旨がはっきりしない部分や、1～6に関する制度設計が固まらなければ意見を表明できない部分もある。議論の進展によって当協会の意見も変わりうるものであることを付記する。また、この「見解」は、裁判員制度の是非を論じたものではなく、裁判員制度が導入された場合に備えて検討したものであることも付け加える。

以 上

「裁判員制度に対する見解」参考資料

〔 1 〕 資料 1 「事件・裁判報道がいかに社会にとって重要な役割を果たしてきたか」

〔 2 〕 資料 2 「報道機関の自主的努力」

「新聞倫理綱領」

「集团的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解と設置要領」

「集团的過熱取材問題への対応について（日本民間放送連盟）」

「集团的過熱取材（メディア・スクラム）についての見解（日本雑誌協会）」

「拉致被害者帰国の際の取材に関する日本新聞協会の対応」

資料 1

「事件・裁判報道がいかに社会にとって重要な役割を果たしてきたか」

疑惑を掘り起こし、事件の全体像を国民に明らかにして、政治を動かした調査報道
リクルート事件

1988年6月、リクルートがグループ企業の未公開株を川崎市助役（当時）に譲渡していたことを朝日新聞が報道した。以後、同じように未公開株が政治家、官僚、財界などに幅広くばらまかれていた実態を次々と明らかにしていった。報道が先行する中で、国会での調査も始まり、東京地検特捜部も捜査に着手した。捜査は、政界、旧労働・文部両省、NTTの4ルートにまたがり、政治家2人を含む計12人が起訴された。一連の疑惑では、リクルート側が株を譲渡した相手は、政官界関係者26人をはじめ70人以上にのぼり、当時の竹下首相が退陣し、政界再編のきっかけともなった。

一連の報道は、当時、神奈川県警が川崎市助役の汚職事件の立件を断念したのを受け、朝日新聞横浜支局デスクが「（疑惑は）われわれが書かなければ、永遠に埋没する。思惑やイデオロギーを抜きにして、表に出にくい社会悪に挑むのが新聞の使命だ」と判断。支局員たちがこの言葉を受け、捜査当局の調べに頼らず、新聞の責任において取材・報道するという「調査報道」を始めたのがきっかけとなった。

記者たちは、株の勉強、謄本など基礎資料の収集と分析など地道な作業をする一方、株を譲り受けたとされる政官財関係者に何度も通い、粘り強く話を聞き出す中で、「ぬれ手に粟」の手法と事実を国民に提示していった。また、その後も事件や裁判などの進行と並行して新たな事実や問題点を掘り起こす形で記事が展開されていった。

新聞の調査報道がなければ、国民には疑惑の全体像が明らかにされなただけでなく、疑惑そのものが表面化しなかった可能性がある。事実の発掘という新聞の役割と重要性を改めて示したもので、「政治とカネ」の問題を社会に問いかけた報道だった。

業際研汚職事件

鈴木宗男をめぐる事件に先立ち、東京地検特捜部は2002年初め、建設コンサルタント会社「業際都市開発研究所」による公共工事の口利きをめぐる汚職事件を摘発した。この事件では、茨城県の2人の現職市長と元運輸官僚の現職の徳島県知事が収賄罪で起訴された。

東京新聞では、事件摘発の1年ほど前から独自の取材で疑惑をつかみ、慎重な裏付け取材の後、事件化に先立って疑惑を報道。あわせて立件されなかった仙台市や山形県発注の公共工事をめぐる口利き疑惑、談合疑惑についても詳報した。

取材では、完全否定や取材拒否、訴訟を引き合いに出した圧力などがあったが、公共工

事をめぐる口利き疑惑は、この後、鈴木宗男事件、井上裕参院議長の秘書をめぐる汚職事件と相次ぎ、先べんとなった。仙台市発注の公共工事をめぐる談合疑惑についても、新聞報道から数か月後、公正取引委員会がゼネコン各社の立ち入り検査に踏み切っている。

検察の対応を批判し、新法を生んだキャンペーン報道

片山隼君事故

98年4月、毎日新聞は「二男奪ったダンプ 不起訴なんて」の見出しで、小学生だった片山隼君が交通事故死した問題を報じた。記事は、遺族に十分な説明のないまま、短期間の捜査でダンプカーの運転手を不起訴処分にした検察の対応に疑問を投げかけるものだった。その後も継続的なキャンペーン報道を続け、事件の被害者対策の遅れ 交通事故の捜査や事件処理の欠陥 などを明らかにしていった。検察当局も、事件の再捜査に乗り出し、運転手は業務上過失致死罪で一転して起訴され、有罪が確定した。このキャンペーン報道がきっかけになり、刑事手続き運用の見直しや犯罪被害者保護法成立などの動きに結びついた。しかし、いったんは刑事訴追を免れた運転手に対する不起訴処分を問題視し、再捜査を促す内容のキャンペーン記事は、「偏見報道」の範ちゅうに入ると判断される可能性がある。

「裁判」の問題を洗い出した連載

連載企画「検証最高裁判所」「変われ！裁判所」

これまで毎日新聞は、90年11月に「検証最高裁判所」、1999年12月～2001年6月に4部にわたって「変われ！裁判所」などの企画を連載してきた。いずれも、普段あまり批判の目にさらされることが少ないものの、一般市民にとって必ずしも十分な機能を果たしているとは言えない「司法」「裁判所」について、市民の視点から検証し、望ましいあり方を提言していくのが企画の狙いだった。その中では、行政寄りの判決 市民の声に耳を貸そうとしない裁判官 閉塞（そく）した人事 市民的自由の少ない裁判官 などの問題を取り上げてきた。検証で欠かせなかったのが、現職や元職の裁判官への取材であった。もちろん裁判所を擁護する意見が多い中で、「裁判所がどこを向いて仕事しているのか、疑問を感じたことがある」「どれだけ事件を処理したかが勤務評定につながり、心理的な強制だった」などと率直に問題点を打ち明けてくれた裁判官も少なくなかった。国の機関が適正に機能しているかどうかは、メディアが常時監視し続け、検証していく必要がある、そのためには当事者への取材が不可欠である。ところが、裁判員への接触が禁じられると、こうした報道が制限される恐れがある。

裁判の不備をえぐり、えん罪を明るみにした追跡取材

弘前大教授夫人刺殺事件

昭和24年8月6日夜、弘前市内の弘前大教授宅で、教授夫人が就寝中に刺殺され、22日に那須隆さんが逮捕された。那須さんは一貫して無罪を主張し、一審・青森地裁弘前支部は「証拠不十分」で無罪としたが、二審・仙台高裁は着衣の血液鑑定をもとに、懲役15年を言い渡した。最高裁は昭和28年2月、那須さんの上告を棄却して実刑が確定した。服役後の昭和38年、仮釈放された。

昭和46年5月、読売新聞記者が宮城県の刑務所に入っていた男性から、「医療施設で真犯人と一緒に、「俺が殺した」と言っているのを聞いた」との情報をキャッチ。真犯人と名乗った人を直接取材して裏付けをとり、「那須さんは無罪」との報道を行なった。その後、真犯人と名乗った人の就職の世話をするなど地道な取材活動で人間関係を作り上げた。

一方で、那須さんの弁護士とも協力して5年9か月にわたる追跡取材を実施。新事実を次々と明らかにした。那須さんは仙台高裁に再審を請求し、昭和51年に再審開始。翌52年2月に無罪判決を勝ち取った。

厳格な審理であっても人間の裁きである限り、そこには事実誤認があることを示した事件で、記者の地道な取材が、無罪という真実を導き出した。

北朝鮮の国家犯罪を暴いた追跡取材

北朝鮮拉致事件

昭和55(1980)年1月7日の産経新聞の朝刊紙面で、当時の社会部記者の取材、執筆による「アベック3組ナゾの蒸発」の記事を1面トップおよび第1、第2社会面で報道した。

この記事は昭和53年夏に相次いだ福井(地村保志さん、富貴恵さん夫妻)、新潟(蓮池薫さん、祐木子さん夫妻)、鹿児島(市川修一さん、増元るみ子さん)の三つの行方不明事件と、富山のアベック拉致未遂事件の事件前後に外国を発信源とする工作員連絡用の怪電波の傍受密度が上がったことや、事件現場から外国製の遺留品が見つかったことをあげて関連づけたうえで、「外国情報機関が関与？」などとして報じたものだった。

その後、大韓航空機爆破事件翌年の63年1月15日には、爆破犯人の金賢姫が、北朝鮮の工作員に、日本から拉致された女性「李恩恵」の存在を明らかにし、産経はじめ、各紙が大々的に報じた。さらに産経新聞は平成9(1997)年2月3日、横田めぐみさんの失踪が、北朝鮮による拉致の疑いが強まったことを報道した。

昨秋の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人拉致を認め、曽我ひとみさんら5人が帰国し、産経新聞の報道が裏付けられた。

20年にもおよぶ息の長い追跡取材で国家犯罪を暴いたキャンペーン報道だった。

神奈川県警が隠していた不祥事を明るみに出し、警察改革につながった報道
神奈川県警をはじめとする警察不祥事

1999年9月、神奈川県警厚木署集団警ら隊の集団暴行事件と相模原南署の元巡查長による女子大生脅迫事件が時事通信社の報道によって明らかになり、神奈川県警の不祥事に火が付いた。いずれも当時の県警幹部は内々に処分し、事件化しなかっただけでなく、記者会見で虚偽発表を繰り返した。県警の隠ぺい体質に批判が集中し、県警本部長が虚偽発表の責任を取り辞職。県警や地検が再捜査した結果、両事件で計3人が起訴され、いずれも有罪判決が確定した。

その後も、元警部補の覚せい剤使用疑惑で時事通信社の報道による追求の結果、「陽性」の尿検査結果が出ていたにもかかわらず、当時の県警本部長ら幹部が組織ぐるみで隠ぺいしていたことが発覚。報道を受けて県警に特別調査チームが編成され、再捜査により、当時の本部長や現職のキャリア警察官を含む9人が書類送検され、横浜地検はうち5人を犯人隠避罪などで起訴、すべて有罪判決が確定した。このほかにも警察官による痴漢、暴行、女性警察官脅迫などが明らかになり、刑事責任を問われることになった。

これを機に、新潟、埼玉、栃木県警などでも報道によって不祥事が発覚。警察への国民の不信と批判が高まる中、警察刷新会議が組織され、警察法を改正し、公安委員会の監察機能の強化、市民からの苦情への回答義務化、キャリア制度の見直しなどが行われた。これらの事件を通じて明らかになったのは、警察の根深い隠ぺい体質と世間の常識からかけ離れた内輪の論理であり、報道なしにはその是正はありえなかった。

以 上

資料 2

「報道機関の自主的努力」

新聞、放送、通信の151社が加盟する日本新聞協会は、2000（平成12）年6月に「新聞倫理綱領」を改訂した。そして、倫理綱領のはじめに「おびただしい量の情報が飛び交う社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望に応え、公共的、文化的使命を果たすことである」と、うたった。

さらに、「自由と責任」の項で、「表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう十分に配慮しなければならない」とした。

また、「正確と公正」の項で、「新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない」とした。正確で公正な報道を、記者倫理の根幹に置くことを宣言したものだ。

NHKと日本民間放送連盟（民放連）は1997（平成9）年、視聴者らからの苦情対応の第三者機関として「放送と人権等権利に関する委員会（BRC）」を設置し、BRCを支える任意団体として、「放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）」を組織した。放送法令、番組基準に関わる重大な苦情、その中でも特に、放送された番組に対して苦情申立人と放送事業者との対立が解消しない問題などを扱う機関として活動してきた。

さらにNHKと民放連は、BROと放送番組の向上や青少年と放送について考える「放送番組向上協議会」の2つの組織を今年7月から統合し、視聴者から寄せられる意見や苦情への取り組みを強化しようとしている。

新聞各社は社内に外部委員らをメンバーとした第三者機関である報道検証委員会などを設けて、読者からの苦情申し立てや救済に応じている。そして、自社の報道や紙面を検証するとともに、取材や報道のあり方など全般に渡って提言を得ている。

集团的過熱取材（メディアスクラム）を避けるために、日本新聞協会は2002（平成14）年5月、新聞協会内の編集委員会の下部組織として「集团的過熱取材対策小委員会」を設置した。メディアスクラムは、「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到し、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまふ」状態を指す。

具体策として、読者からの窓口を記者・各報道機関と決定し、問題が起きた場合は各地の支局長や社会部長らで構成する「報道責任社会議」などが中心となって対応する、メディアスクラム状態を解消する体制をつくった。民放連、日本雑誌協会も新聞協会と歩調を合わせた。昨年10月に北朝鮮から帰国した拉致被害者5人の取材が最初のケースとなったが、民放連、雑誌協会と連携して対応し、メディアスクラム状態は避けられている。

以 上

新聞倫理綱領

社団法人日本新聞協会

2000（平成12）年6月21日制定

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任 表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

正確と公正 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度 公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

以 上

集団的過熱取材に関する日本新聞協会編集委員会の見解

2001年12月6日 第609回編集委員会

事件や事故の際に見られる集中豪雨型の集団的過熱取材（メディア・スクラム）に、昨今、批判が高まっている。この問題にメディアが自ら取り組み自主的に解決していくことが、報道の自由を守り、国民の「知る権利」に応えることにつながると考える。こうした認識に立って、日本新聞協会編集委員会は、集団的過熱取材にどう対処すべきかを検討し、見解をまとめた。

集団的過熱取材とは、「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまう取材」を言う。このような状況から保護されるべき対象は、被害者、容疑者、被告人と、その家族や、周辺住民を含む関係者である。中でも被害者に対しては、集団的取材により一層の苦痛をもたらすことがないよう、特段の配慮がなされなければならない。

集団的過熱取材は、少数のメディアによる取材である限り逸脱した取材でないにもかかわらず、多数のメディアが集合することにより不適切な取材方法となってしまうものだ。また、事件・事故の発生直後にとくに起きやすく、そのような初期段階での規制は必ずしも容易ではない。このため、取材現場を必要以上に委縮させないということにも留意しつつ、次のような対応策をまとめた。

すべての取材者は、最低限、以下の諸点を順守しなければならない。

いやがる当事者や関係者を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。

相手が小学生や幼児の場合は、取材方法に特段の配慮を要する。

通夜葬儀、遺体搬送などを取材する場合、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮するとともに、服装や態度などにも留意する。

住宅街や学校、病院など、静穏が求められる場所における取材では、取材車の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないよう留意する。

不幸にも集団的過熱取材の状態が発生してしまった場合、報道機関は知恵を出し合って解決の道を探るべきであり、そのためには、解決策を合同で協議する調整機能を備えた組

織をメディア内部に持っておく必要がある。調整は一義的には現場レベルで行い、各現場の記者らで組織している記者クラブや、各社のその地域における取材責任者で構成する支局長会などが、その役割を担うものとする。解決策としては、社ごとの取材者数の抑制、取材場所・時間の限定、質問者を限った共同取材、さらには代表取材など、状況に応じ様々な方法が考えられる。

また、現場レベルで解決策が見いだせない場合に備え、中央レベルでも、調整機能や一定の裁定権限を持った各社の横断的組織を、新聞協会編集委員会の下部機関として設けることとする。

集团的過熱取材の被害防止は、各種メディアの一致した行動なしには十分な効果は期待できない。このため新聞協会としては、放送・雑誌など新聞以外のメディアの団体に対しても、問題解決のための働きかけを行うことを考えたい。

なお、集团的取材であっても対象が公人もしくは公共性の高い人物で、取材テーマに公共性がある場合は、一般私人の場合と区別して考えることとする。

われわれは今後も、必要に応じ見解を見直し、集团的過熱取材問題に適切に対応していきたいと考えている。各取材現場においても、記者一人ひとりが見解の趣旨を正しく理解し、この問題の解決に取り組んでほしい。

以 上

「集团的過熱取材対策小委員会」の設置要領

編集委員会は、集团的過熱取材問題が発生し、現場で調整・解決できない場合に備え、下部組織として標記小委員会を設置する。

(1) 組織の位置づけ

新聞協会編集委員会の下部機関とする。

(2) 組織の構成

ア) 全国紙5社(朝日東京、毎日東京、読売、日経、産経東京)、ブロック紙3社(北海道、中日・東京、西日本)、地方紙4社(火曜会、土曜会から各2社)、通信社2社(共同、時事)、NHKの計15社の編集・報道局次長ないし部長クラスで構成する。1社1人とし、代理出席を認める。

イ) 地方で問題が起きた場合は、当該の新聞協会加盟の地元紙にオブザーバーとしての参加を求める。

(3) 幹事

編集委員会代表幹事社、次期代表幹事社の委員とする。

(4) 委員の任期

特に定めない。

(5) 小委員会の機能・性格

現場レベルで調整・解決できない問題を協議する裁定権限を持った機関とする。

(6) 申し立て手続き

ア) 当該クラブ、支局長会などから対策小委員会に、現場解決が困難である旨の申し立てがあった場合、小委員会幹事が小委員会を招集し、協議に当たる。小委員会を開催するかどうかは幹事団で協議のうえ判断する。

イ) 集团的過熱取材の被害者・関係者から、直接、小委員会に苦情の申し立てがあった場合は、速やかに当該の支局長会などに連絡し、調整に当たらせる。

ウ) 被害当事者・関係者や弁護士などから、新聞協会事務局に直接連絡・申し立て

があった場合は、その旨を協会事務局から速やかに小委員会幹事ならびに小委員会委員に連絡し、小委員会幹事を通じて当該支局長会などに伝える。

エ) 公人もしくは公共性の高い人物からの申し立ては、基本的には受けない。

(7) 裁定の内容、決め方、公表、解除

ア) 裁定の内容は、その都度対策小委員会で協議し決定する。裁定の内容と裁定違反等に罰則は設けない。

イ) 裁定の決定は、大方の合意を得るという観点から、小委員会委員の3分の2以上の賛成とする。委員が欠席の場合には、その社の代理者がまたは小委員会幹事に委任できることとする。

ウ) 小委員会は裁定結果を速やかに当該現場に通知し、必要に応じて編集委員会としての見解を公表する。

エ) 解除はケース・バイ・ケースで現場の判断に任せる。解除のために小委員会を招集することはしないが、解除した場合は、小委員会に必ず連絡するよう現場に徹底させる。

(8) 他のメディアとの連携

ア) 小委員会幹事と民放連側の対応組織の担当幹事が緊密に連絡を取るなど、日ごろから新聞と民放で連携を密にし、問題が発生した場合には、速やかに対応する。

イ) 雑誌協会に対しては、新聞側の姿勢を示す意味から小委員会の決定を伝える。また、現場での調整で解決した場合も、調整結果を小委員会を通じて直ちに雑誌協会、民放連に伝える。

ウ) 新聞協会非加盟のローカル紙に対しては、基本的には、現場のクラブが決めたことに従ってもらうよう現場から要請する。

(9) 地方レベルの周知

現場の支局長会、記者クラブに当小委員会設置についての編集委員会の決定を伝え、徹底する。

以 上

2001年12月20日

集団的過熱取材問題への対応について

社団法人日本民間放送連盟

大事件や大事故が発生した時などに、多数の取材陣が当事者や関係者に集中し、取材対象者のプライバシーや一般市民の平穏な生活が侵されているという批判の声が高まっている。民放連会員各社は、取材のあり方を改善し、視聴者の理解を得るための自主努力を続けているが、このような「集団的過熱取材」による被害の防止や問題解決のために、各社共通の留意点を現場取材者に徹底するなどの対応を取るべきであるとの認識に達した。

もちろん、こうした対応を行うことが、「知る権利」に応えるために本来必要な取材を控えることを意味するものではない。取材対象者が政治家や官僚といった公的人物の場合などは、取材の公共性や報道の公益性を優先させることがある。

なお、この問題は、全てのメディアが一致して取り組まなければ、実効性がないことから、新聞界、雑誌界などとの連携を図っていききたいと考えている。

1. 集団的過熱取材に関する取材上の留意点

「民放連・報道指針」は「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する」と明記している。取材者が集団化して取材相手に圧力を加えかねない状況においては、上記の指針がより厳格に守られる必要がある。

特にテレビは、記者・カメラマンなど一定の人員、中継関連の車両・機材などを展開しなければならず、その媒体特性から来る物理的な要因を踏まえた十分な配慮が求められる。

具体的には各社の社内規範に従うが、現場の取材者は以下の点に留意すべきである。

- ① いやがる取材対象者を集団で執ように追いまわしたり、強引に取り囲む取材は避ける。未成年者、特に幼児・児童の場合は特段の配慮を行う。

②死傷者を出した現場、通夜・葬儀などでは、遺族や関係者の感情に十分配慮する。

③直接の取材対象者だけではなく、近隣の住民の日常生活や感情に配慮する。取材車両の駐車方法、取材者の服装、飲食や喫煙時のふるまいなどに注意する。

2. 集団的過熱取材への対応策

突発的な事件・事故の初期段階においては、できる限り早く状況を把握し視聴者に伝えるために、各社が複数の取材クルーを派遣することがあり、取材者が集中する事態を規制することは難しい。また、予定されたイベントであっても、一般の関心が高い場合、異なるメディアから多数の取材者が集中することもある。

こうした事態が集団的過熱取材に至り被害を発生させないように、まず、各社内および系列内において、社会情報系を含め、記者、ディレクター、カメラマンの数を調整するなどの措置を具体化する。さらに、現場に集まった取材者がメディアの枠を超えて新聞やNHKなどとともに問題解決のための方法を模索し、被害の回避に努める。記者クラブがある場合には記者クラブを中心に協議する。現場レベルでの解決が困難な場合は、民放連・報道問題研究部会が窓口となり、関係の報道部長会などと協力しながら調整する。また、マスメディア界全体での取り組みが必要な場合は、日本新聞協会と連携しながら、雑誌など他のメディアに対しても協力を呼びかける。

われわれは、この取り組みを積極的に推進していくことで、視聴者からの信頼をより確実なものにしていきたいと考えている。

以上

平成14年5月9日

社団法人 日本雑誌協会

編集委員会

委員長 白石 勝

取材委員会

委員長 鈴木紀夫

集团的過熱取材(メディア・スクラム)についての見解

マスメディアの集团的過熱取材、いわゆるメディア・スクラムに対し、これを是正すべきだとの声があります。立法分野では、今国会に上程中の『人権擁護法案』が、犯罪被害者等を報道するにあたり「その者の生活の平穏を著しく害すること」をメディアの人権侵害の一つに挙げ、特別救済措置(調停及び仲裁)の対象としています。これは、『人権救済制度の在り方について』(平成13年5月答申)が、メディアには「過剰な取材による私生活の侵害等の問題がある」とした上で、「行き過ぎた取材活動は、(犯罪被害者等に)二次被害とまで言われる深刻な被害をもたらしている」と明記したことを受けて盛り込まれたものです。

私たちは、読者の知る権利は侵されることがあってはならず、故に、知る権利に応えるための取材の自由は不当に制限されるべきではないとの基本に立っていますが、この基本姿勢を守るためにも、集团的過熱取材の問題を直視し、その是正に自主的に取り組むことが重要だと考え、以下の見解をまとめました。

集团的過熱取材(メディア・スクラム)とは、大きな事件・事故等が起きた際、多数のメディアが大量の取材陣を現場あるいは当事者のもとに送り込み、その結果、取材秩序の維持が著しく困難になり、さらには、被取材者が平穏な社会生活を営むことを阻害する取材の様態を指しています。すなわち、少数のメディアによる限られた取材陣の取材であれば何ら問題とはならないのに、多数のメディアが集中して行うために「過剰」との批判を生む可能性の高い取材が、こう呼ばれています。

しかし、何人以上の取材者を指して「集团的」と呼ぶのか、誰がどのような基準を持って「過熱」と判断するのか、いずれも基準はあいまいで、各メディアとも、これまでの取材体験から「集团的過熱」状態を、それぞれイメージしているのが現状だといえます。

また、大きな事件・事故の勃発時には集团的過熱状態が起こりやすく、その可能性を皆無とすることは困難だとの認識も、各メディアに共通したものだろうと考えます。

大きな事件・事故の際は、その当初、雑誌メディアももちろん現場での取材にあたります。

しかし、実際の取材現場においては、雑誌の取材者数はテレビ、新聞のそれに比べてはるか

に少数であり、さらに雑誌は、多数のメディアが集中する現場取材を長期間継続して行うことはごく稀です。理由は、雑誌のメディアとしての特性に因っています。

雑誌は、事件・事故等の時事の報道を重要な役割とする新聞や、取材対象に関わる音声、映像を必須とするテレビとは、メディアとしての性格が大きく異なります。雑誌は、事件・事故等の時事の展開を端緒に、他のメディアがいまだ取り上げない取材源の確保を図り、独自の取材結果をもとに、その事件・事故等の背景を探り、また新たな視点を加えて報道することを第一義とするメディアです。

こうした特性を持つ雑誌メディアに「もっとも馴染まない取材方法」が集団的過熱状態での取材であり、むしろ、これを避けることが雑誌作りのセオリーであるとの認識をもっています。

しかし、「少数であること」を理由に、取材現場の集団的過熱状態に手をこまねいてよしとする考えも、雑誌にはありません。テレビ等で集団的過熱取材の現場を目にする人々には、雑誌の取材者を判別することはもちろん、その数が極めて少数であると知ることもできません。

日本雑誌協会では、『雑誌編集倫理綱領』を定め、これまでも「基本的人権」の尊重とともに「人の名誉やプライバシーをみだりに損なうこと」を戒め、また、「未成年者の扱いには充分慎重」であるべきこと、「犯罪・事故報道における被疑者や被害者の扱いには十分注意」することに、細心の注意を払ってきました。

日本雑誌協会は、『雑誌編集倫理綱領』の上記文言の主旨を取材の現場においてさらに徹底させることで、集団的過熱取材(メディア・スクラム)の是正に取り組みます。また、実効性ある取り組みのために、今後、日本新聞協会、日本民間放送連盟、日本放送協会との連携をより一層強化してまいります。

以上

拉致被害者帰国の際の取材に関する日本新聞協会の対応

拉致被害者5人の帰国取材については、10月11日に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」(以下、家族会)の蓮池透事務局長と「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」(以下、救う会)の西岡力幹事(当時)から当協会をはじめ、日本民間放送連盟、日本雑誌協会に対し、「拉致被害者の帰国に当たっての節度ある取材をお願いしたい」との申し入れがあり、当協会集团的過熱取材対策小委員会(15社15人で構成)は即日対応を協議し、地元の協議機関である在京社会部長会に取材ルールの大枠を決めてもらうよう要請した。同部長会は直ちに「本人や家族の人権・プライバシーを損なったり、周辺住民の平穏な生活を乱したりすることのないよう、節度ある取材・報道に努める」「東京都内および近郊の取材については、家族会および救う会との調整窓口を警視庁3記者会(七社会、記者クラブ、ニュース記者会)とする」との「申し合わせ」をまとめ、新潟県・福井県報道責任者会議、雑誌協会などに伝え、趣旨を理解のうえ対応してもらうよう要請した。また、同部長会は、同申し合わせとともに「警視庁3記者会への申し送り事項」を決め3記者会幹事に伝え、幹事と西岡氏は具体的な取材対応について協議を行い大枠を固めた。その結果、合意事項として「拉致被害者の一時帰国の取材に関する覚書」をまとめ、関係方面に周知した。なお、編集委員会としては、拉致被害者一時帰国の取材について、報道側が直接取材できる方途を粘り強く主張し続けるよう在京社会部長会に要請した。

被害者5人の帰郷後(10月17日)の取材については、現地の協議機関である新潟県ならびに福井県報道責任者会議・記者クラブが自主的に取材ルールなどをまとめ、集团的過熱取材を回避するための特例措置として代表取材を受け入れるなど、節度ある取材を行った。

小委員会は、拉致被害者の帰国取材に関する総括を行うため、現地協議機関である在京社会部長会、新潟県・福井県報道責任者会議の各幹事に中間的総括をまとめてもらうよう要請した。3協議機関からの報告によると、「取材ルール」の取り決めをめぐり、いくつかのトラブルはあったが大きな問題はなく、民放連や雑誌協会などの他メディアとの協力もスムーズにいったとのことだった。

以上